

経営・税金、生活とくらし、法律相談 困りごとの相談は民商へ！—なんでも相談会開催—

秋のなんでも相談会を、10日に東松山市民文化センターで17日にウエスタ川越南公民館にて開催しました。10月から始まるインボイス制度についての問い合わせに対応しようと、いつもよりも時期を早めて開催をしました。

インボイス制度について、問い合わせが多数

「不動産収入があるのだけれど、インボイスの登録は必要ですか？」と相談に来た方がいました。話を聞くと、テナントを貸しているのではなく、居住用に貸しているだけなので制度の説明と登録をしなくても問題ないと話をしました。

他にも「電力会社に売電をしているが、そこからインボイス登録について問い合わせの手紙がきた。どうしたらいいですか？」と相談が寄せられました。手紙を見せてもらおうと、「インボイス登録をしていたら番号を教えてください」という内容で、登録を促す手紙ではありませんでした。年間売上げも1000万円未満なので、そのまま免税業者で続けましょと話しました。

営業・くらし、相談事はさまざま

「土地の境界線をめぐって、隣家とどう話し合いをしたらよいか」、「生活保護を受給しているが、他の自治体に引っ越したい」といったくらしの相談も寄せられました。また運送業の方は「この物価高で資金繰りが厳しい。このままだと住宅ローンが払えるか心配」や「今年7月に開業したけど、何をどうしたらいいのかわからない」など商売の相談も寄せられました。

公民館を利用したの相談会は終わりましたが、日常的に民商の事務所で相談の予約を受け付けています。税金の相談など悩んでいる仲間がいましたら、「民商に相談してみたら？」と声をかけてください。一人で悩まず、気軽に民商に相談して商売の継続に全力を注ぎましょ。



嵐山町小規模事業者等賃上げ雇用拡大支援金のお知らせ

急激な物価高騰が原因による原材料価格の高騰や人材獲得競争の激化等により、厳しい経営状況に置かれている中でも、雇用者のモチベーション向上や人材の流出阻止等のため、賃金の引上げや雇用者の増員を実施する町内小規模事業者等に対し、支援金を支給が始まりました。

支給対象要件

- ・ 支援金の支給後も事業活動を継続する意思がある事業者
- ・ 雇用者が1名以上いる事業者
- ・ 雇用者に対し、賃上げを実施した事業者または雇用者の増員を図った事業者
- ・ 令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に、上記に掲げる条件により、前年同期と比較して賃金総額を3%以上増加させた事業者であること。※賃金総額には、退職手当（退職金）を含みません。
- ・ 直近年分の法人は法人税申告、個人は所得税の確定申告を行っている事業者であること。
- ・ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令等を遵守している事業者であること。
- ・ 町内事業者向けアンケートに協力できる事業者であること。

支給額 雇用者1名につき、1万円支給（上限20万円）

提出書類 申請書、賃金総額の比較ができる書類、誓約・同意書、振込先口座がわかる通帳の写し、確定申告書の写し
申請相談・問い合わせは民商まで、ご連絡ください。

早期発見、早期治療のための健康チェック！

民商 集団健診結果返しのご案内

会場 西部診療所(233-1114)

日時 10月17日 夜6時-7時



編集後記 「インボイス制度を考えるフリーランスの会」が呼び掛けている、インボイス制度に反対する署名が日本のオンライン署名としてこれまでの最多を更新し、27日正午時点で53万8千署名を超えています。インボイス制度の導入を強行しようとする岸田政権への怒りで署名はなお増え続けています。26日の夜には国会前で集会を開かれ、様々な業種の方がインボイス反対を訴えました。今からでも中止しかない！

